

平成30年度 医学部授業・試験等予定表

授業期間 臨床実習 試験期間 G:ガイドライン 入式式 老解剖体慰畫法要 医医学会 防防災訓練 祭学園祭(10/26の午後から) 休休講 白白衣式 総合試験(M2:基礎総合試験、M5:総合試験) 卒卒業式

カリキュラム概略図

□ : STH ◎ : 総合試験、卒業試験

	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年	6学年	
	前期(17W)	後期(16W)	前期(17W)	後期(15W)	前期(17W)	後期(15W)	前期(13W)	後期(24W)	(41W)	前期(15W)	後期(9W)
1	医療人の教養<選択> (54)			人の行動と心理 II (14) Medical English II (30) Human Biology (36)		病理学 II (22) 救急医学 (13) 微生物学 (57)	プロフェッショナリズム III (18) 予防医学、公衆衛生学 (35) 臨床検査 (25) 血液系 (15) 神経系 (24) 循環器系 (33) 呼吸器系 (23) 消化器系 (52) 腎臓内科系 (16) 精神・行動系 (20) 膠原病系 (15) 感染症系 (15)	病態病理実習 (18) 地域医療・介護 (9) 医学研究入門 (13) PBL I (28) 画像診断 I (13) 基本的診療技能 I (18)			
2					病理学 I (54)						
3	スポーツ科学 (30)										
4	数学 (14)	細胞の生理 (19)									
5	医学教育入門 (14)										
6	人の行動と心理 I (14)	生命倫理学 (15)									
7	英語 (59)										
8	語学<選択> (30)										
9	生物学<標準コース> (42) <入門コース> (55)										
10											
11											
12											
13	物理学<標準コース> (26) <入門コース> (39)										
14											
15	化学 (42)										
16											
17	情報処理の基礎 (16)										
18	生老病死の人間学 (15)	細胞から個体へ (73)									
19	読書ゼミナール (14)										
20	早期臨床体験 (32)										
21											
22	Medical English I (7)										
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30	アセンブリ I	TOEFL ITP	アセンブリ II		アセンブリ III						

(概略のため、内容に変更がある場合があります。)

※1 人工臓器を含む

基礎総合試験◎

共用試験CBT・OSCE◎

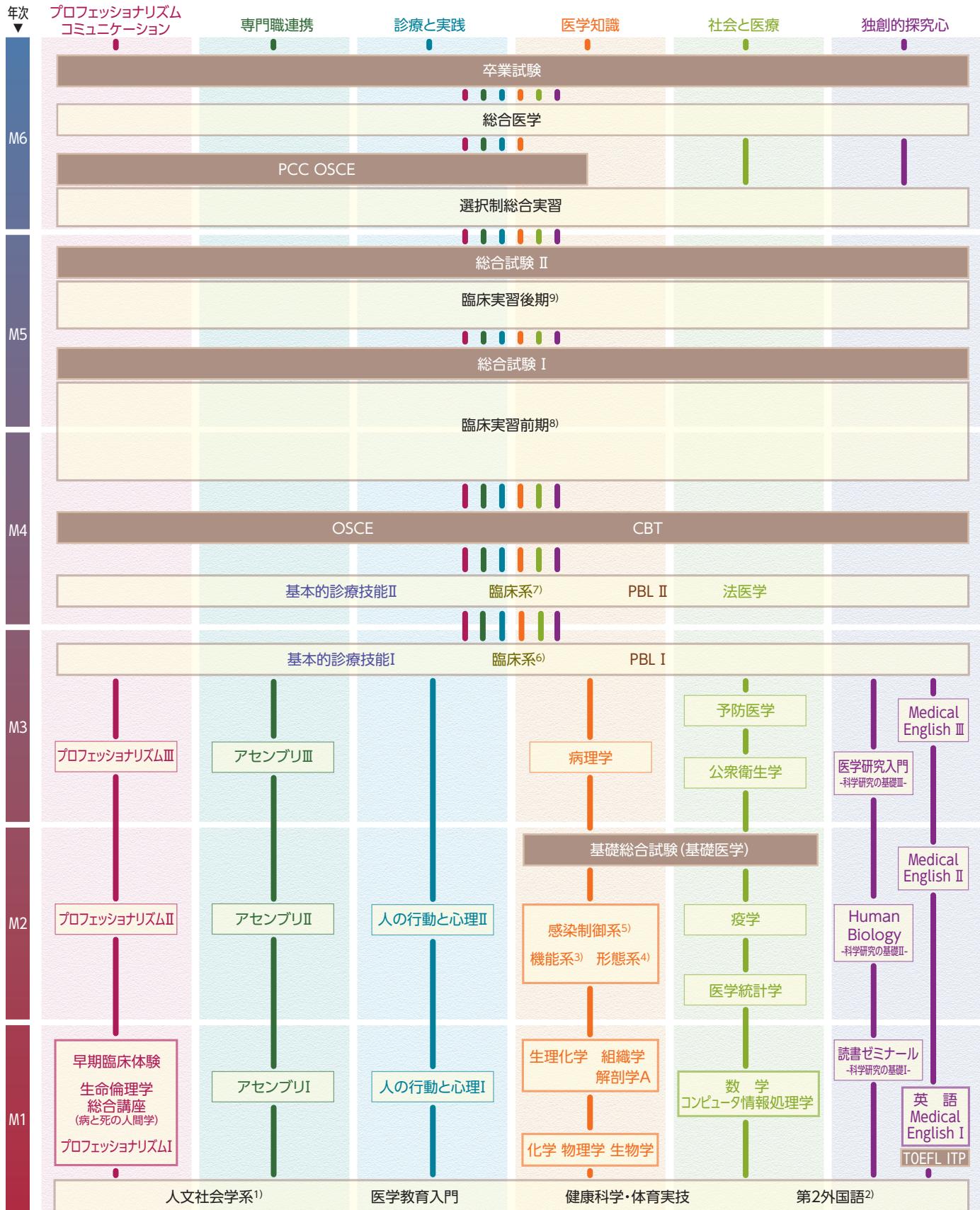
総合試験◎

総合試験◎

卒業試験◎

卒業試験◎

カリキュラムマップ -平成25~29年度入学生-



人文社会学系¹⁾ 近現代文学、論理学、人類学、社会学、歴史学、教育学、法学、経済学
第2外国語²⁾ ドイツ語、フランス語、中国語、ポルトガル語

機能系³⁾ 生理学、生化学、薬理学、臨床遺伝学

形態系⁴⁾ 解剖学B、病理学

感染制御系⁵⁾ 微生物学、ウイルス・寄生虫学、免疫学

臨床系⁶⁾ 血液系、神経系、運動器系、循環器系、呼吸器系、消化器系、腎臓内科系、腎・尿路・生殖器外科系、女性生殖器系、内分泌代謝系、乳腺疾患、精神・行動系、膠原病系、感染症系、腫瘍学、成長・発達・小児系、画像診断I、臨床検査、救急医学、東洋医学

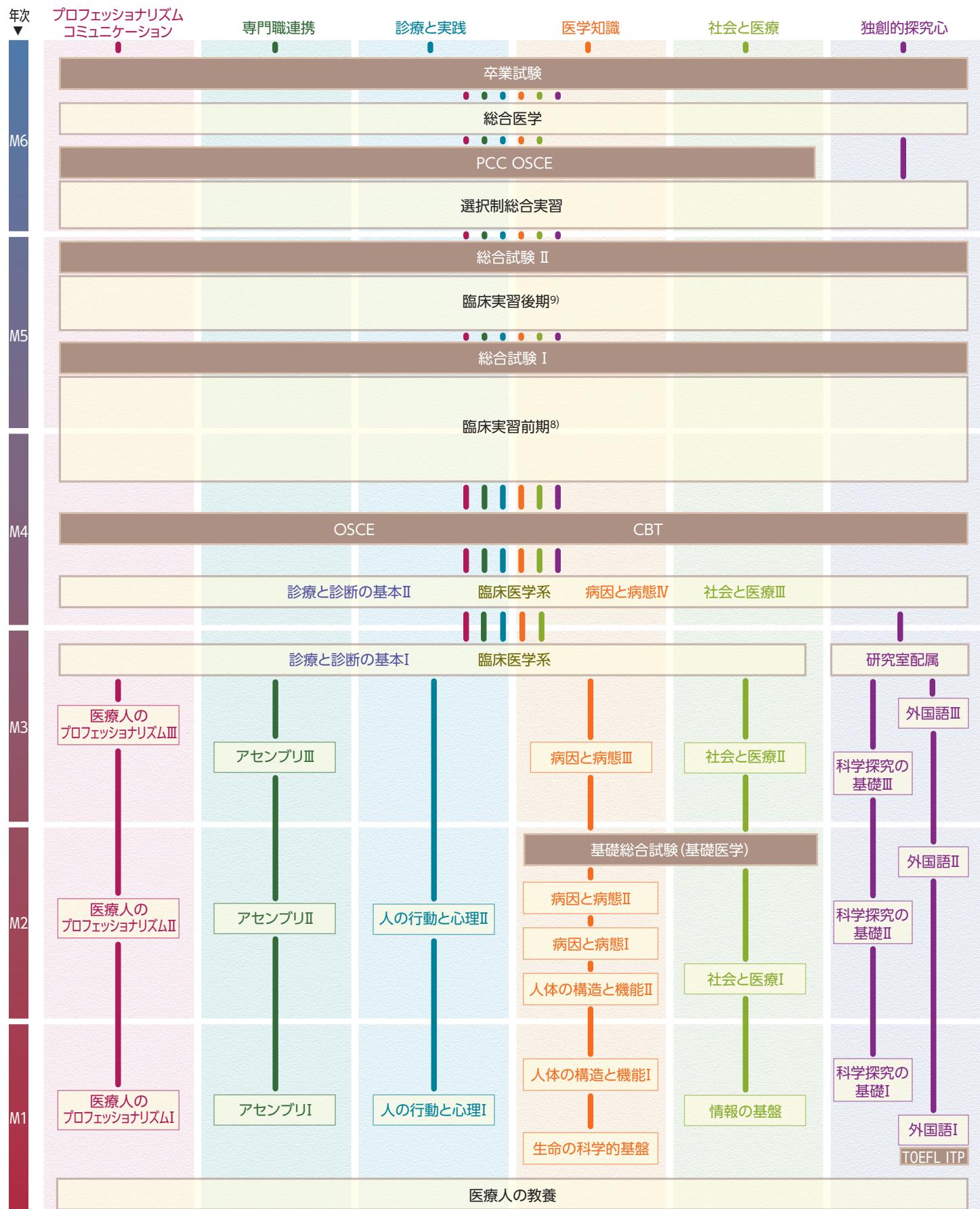
臨床系⁷⁾ 症候・病態・画像診断II、地域医療・介護系、周術期医学、リハビリテーション・介護、皮膚・形成系、眼・視覚系、耳鼻咽喉・口腔系、緩和ケア

臨床実習前期⁸⁾ 参加型: 内科①(循環器・救急総合)、内科②(呼吸器・神経)、内科③(消化管・肝胆脾)、内科④(血液・リウマチ・感染症)、内科⑤(内分泌代謝・腎臓)、外科①(総合消化器)、外科②(心血管・呼吸・乳腺・内分泌・小児)、小児科、産婦人科、精神科、総合診療(第2教育病院全科)

見学型: 七栗記念病院、地域医療・検査医学(臨床検査部・輸血部・病理部)

臨床実習後期⁹⁾ 学外病院、在宅医療・緩和医療科、麻酔科、放射線科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、形成外科、脳神経外科、泌尿器科

カリキュラムマップ -平成30年度入学生-



- ・M1～M4はコース名を表示(別表1参照)
- ・臨床実習内容は注釈参照(別表2参照)

別表1:コース名と授業科目

コース	授業科目				
M1					
科学研究の基礎I	読書ゼミナール				
外国語I	英語	ドイツ語等	Medical English I		
医療人のプロフェッショナリズムI	早期臨床体験	プロフェッショナリズムI	生老病死の人間学	医学教育入門	生命倫理学
医療人の教養	歴史学I等	歴史学II等	近現代文学I等	近現代文学II等	スポーツ科学
情報の基盤	数学	情報処理の基礎			
生命の科学的基盤	生物学	物理学	化学		
人の行動と心理	人の行動と心理I				
人体の構造と機能I	細胞の生理	細胞から個体へ	人体の構造I		
M2					
社会と医療I	疫学	医学統計学			
人体の構造と機能II	人体の構造II	人体を構成する物質と化学反応	生体と薬物	人体の生理	
病因と病態I	病気と生体反応	疾患の遺伝的素因	アレルギーと生体防御		
病因と病態II	細菌・真菌と感染	ウイルス・寄生虫と感染			
科学研究の基礎II	Human Biology				
医療人のプロフェッショナリズムII	プロフェッショナリズムII				
外国語II	Medical EnglishII				
人の行動と心理II	人の行動と心理II				
M3					
社会と医療II	公衆衛生学	予防医学			
病因と病態III	臓器と疾患と生体応答				
診療と診断の基本	基本的診療技術I	画像診断I	臨床検査	PBL I	
科学探究の基礎III	医学研究入門	研究室配属			
外国語III	Medical EnglishIII				
医療人のプロフェッショナリズムIII	プロフェッショナリズムIII				
臨床医学系	消化器系	呼吸器系	循環器系	血液系	感染症
	膠原病	腎臓内科系	腎・尿路・生殖器外科系	内分泌代謝系・乳腺疾患	神経系
	精神・行動系	成長・発達・小児系	女性生殖器系	運動器系	東洋医学
	救急医学	腫瘍の病態・診断と治療II			
M4					
病因と病態IV	病態病理実習				
社会と医療III	地域医療・介護	医療安全	法医学		
診療と診断の基本II	画像診断II	PBLII	基本的診療技術II		
臨床医学系	病候・病態	眼・視覚系	皮膚・形成系	周術期医学	耳鼻咽喉・口腔系
	加齢・高齢者系	リハビリテーション医学	緩和ケア	臨床実習	

別表2:臨床実習内容

臨床実習前期	臨床実習後期
内科①(A 循環器、B 救急総合)	学外実習
内科②(A 呼吸器、B 神経)	在宅医療
内科③(A 消化管、B 肝胆脾)	緩和医療科
内科④(A 血液、B リウマチ・感染症)	麻酔科
内科⑤(A 内分泌代謝、B 腎臓)	放射線科
外科①(総合消化器)	整形外科
外科②(心血管、呼吸、乳腺、内分泌、小児)	リハビリテーション科
小児科	耳鼻咽喉科
産婦人科	眼科
精神科	皮膚科
総合診療(第2教育病院全科)	形成外科
七栗記念病院	脳神経外科・NCU
地域医療	泌尿器科
検査医学(臨床検査部、輸血部、病理部)	

卒業コンピテンス・コンピテンシー

別表1

*:2015年度以前の入学生を除く。

平成 30 年度 第 1 学年 時 間 割 表

曜日	前期 (4/9(月)~7/31(火))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	英 語 読書ゼミナール	読書ゼミナール 英 語	数 学	S T H	アセンブリ I	S T H
火	英 語 ドイツ語/フランス語/ 中国語/ポルトガル語 中国語/ポルトガル語	ドイツ語/フランス語/ 中国語/ポルトガル語 英 語	B: 生物学 B: 物理学	Medical English I	生老病死の 人間学	S T H
水	近現代文学・論理学 ・人類学・社会学	B: 生物学 B: 物理学	A: 生物学 A: 物理学	化 学	情報処理の 基礎	情報処理の 基礎
木	歴史学・教育学 ・法学・経済学	スポーツ科学 S T H	S T H スポーツ科学	B: 生物学 B: 物理学	人の行動と 心理 I	S T H
金	早期臨床体験 医学教育入門	医学教育入門 早期臨床体験	早期臨床体験 医学教育入門	A: 生物学 A: 物理学	化 学	S T H
土	S T H	S T H	S T H			

曜日	後期 (10/1(月)~1/30(水))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	英 語 プロフェッショナリズム I	プロフェッショナリズム I 英 語	細胞から 個体へ	細胞から 個体へ	アセンブリ I	S T H
火	英 語 ドイツ語/フランス語/ 中国語/ポルトガル語 中国語/ポルトガル語	ドイツ語/フランス語/ 中国語/ポルトガル語 英 語	細胞から 個体へ	細胞から 個体へ	細胞から 個体へ	細胞から 個体へ
水	近現代文学・論理学 ・人類学・社会学	生命倫理学	人体の構造 I	人体の構造 I	人体の構造 I	S T H
木	歴史学・教育学 ・法学・経済学	スポーツ科学 S T H	S T H スポーツ科学	人体の構造 I	人体の構造 I	S T H
金	細胞の生理	物 理 学	人体の構造 I	生物 学 ／化 学	生物 学 ／化 学	生物 学 ／化 学
土	S T H	S T H	S T H			

平成 30 年度 第 2 学年 時 間 割 表

曜日	前期 (4/2(月)~7/26(木))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	生理学 生化学	免疫学	免疫学	医学統計学	アセンブリ II	STH
火	生理学 生化学	生理学	解剖学 B	解剖学 B	解剖学 B	STH
水	生化学	生化学	薬理学	生理学	生理学	STH
木	Medical English II Human Biology	Human Biology Medical English II	生理学	生化学	生化学	STH
金	生理学	生理学	解剖学 B	解剖学 B	解剖学 B	STH
土	STH	STH	STH			

曜日	後期 (10/1(月)~1/25(金))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	ウイルス・寄生虫学	ウイルス・寄生虫学	疫学	微生物学	微生物学/ アセンブリ II	STH
火	STH	ウイルス・寄生虫学	微生物学	微生物学	微生物学	STH
水	臨床遺伝学/ プロフェッショナリズム II	臨床遺伝学/ 微生物学	臨床遺伝学/ 病理解学	薬理学	薬理学	薬理学
木	Medical English II Human Biology	Human Biology Medical English II	人の行動と 心理 II	生化学/ ウイルス・寄生虫学	生化学/ ウイルス・寄生虫学	STH
金	薬理学	ウイルス・寄生虫学	病理解学	病理解学	病理解学	STH
土	STH	STH	STH			

平成 30 年度 第 3 学年 時 間 割 表

曜日	前期 (4/2(月)~7/30(月))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	Medical English III	臨床検査	STH	血液系／腎臓内科系	救急医学	STH
火	循環器系	感染症系	東洋医学	膠原病系	精神・行動系	STH
水	腎臓内科系／血液系	循環器系／血液系	予防医学・公衆衛生学	予防医学・公衆衛生学	予防医学・公衆衛生学	STH
木	消化器系	消化器系	消化器系	臨床検査	呼吸器系	STH
金	神経系	呼吸器系／消化器系	消化器系	病理学	病理学	STH
土	STH	STH	STH	注) 水・金 4,5,6 限はアセンブリ III (2回)、金 4,5,6 限にアセンブリ III 発表会 (1回) が行われる。		

曜日	後期 (10/1(月)~1/25(金))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	Medical English III	診療技能 I／ プロフェッショナリズム III	プロフェッショナリズム III	成長・発達・小児	成長・発達・小児	STH
火	診療技能 I	女性生殖器系	STH	成長・発達・小児	腎・尿路・生殖器	STH
水	内分泌・乳腺／ プロフェッショナリズム III	内分泌・乳腺／ プロフェッショナリズム III	予防医学・ 公衆衛生学	予防医学・ 公衆衛生学	予防医学・ 公衆衛生学	STH
木	内分泌・乳腺／ 女性生殖器系	成長・発達・小児	腫瘍学	画像診断 I	運動器系	STH
金	運動器系／ プロフェッショナリズム III	運動器系／ プロフェッショナリズム III	運動器系	神経系	腎・尿路・生殖器	STH
土	STH	STH	STH	注) 月・水・金 4,5,6 限は PBL I (3回) が行われる。		

平成 30 年度 第 4 学年 時 間 割 表

曜日	前期 (4/2(月)~6/29(金))					
	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	6 時限目
月	眼・視覚系 リハビリ医学	眼・視覚系/ リハビリ医学	リハビリ医学	地域医療 ・介護	周術期医学	TOEFL Preparation Course
火	法医学/ 診療技能Ⅱ	法医学/ 診療技能Ⅱ	STH	画像診断/ 病理実習	皮膚・形成/ 病理実習	耳鼻咽喉・口腔 /病理実習
水	症候・病態 /画像診断Ⅱ		STH	加齢・高齢者 /緩和ケア	緩和ケア	STH
木	周術期医学	法医学	医療安全	皮膚・形成	耳鼻咽喉・口腔	STH
金	周術期医学/ 診療技能Ⅱ	周術期医学/ 診療技能Ⅱ	STH	法医学	画像診断Ⅱ	画像診断Ⅱ
土	STH	STH	STH	注) 月・水・金 4, 5, 6 限目は PBLⅡ (3回) が行われる。		

10/5 (金) ~ 10/13 (土) 臨床実習準備講義

10/15 (月) ~ 臨床実習開始

※臨床実習シラバスは臨床実習準備講義時に配付します。

教育に関する基本方針

教育目標

藤田保健衛生大学は、建学の理念に「独創一理」を掲げています。「独創一理」とは「独創的な学究精神を堅持して真理を探究し、おおらかな誇りを持ち、感激性に富む、個性豊かな人格を形成する」ことをめざすものです。本学医学部は、患者さん中心のチーム医療の担い手として、リサーチマインドと国際的視野を有する人間性豊かな「良き臨床医」の育成をめざしています。

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

藤田保健衛生大学医学部は、以下の方針に基づいてカリキュラムを作成し、実施する。

1. 建学の理念である独創一理を体現する学生を養成するため、卒前から卒後に至るまで一貫した、学習成果基盤型の医学教育を行う。
2. 段階的な教育を行うため、カリキュラムを以下の3つの課程に分ける；
 - ① 医・人間学系では、準備教育として自発的に学習に取り組む技術と能力の修得、並びにコミュニケーション能力の向上や多様な価値観及び文化の理解に繋がる教育を行う。
 - ② 基礎系では、生命科学であると同時に臨床医学の根幹を成す基礎医学教育を行う。
 - ③ 臨床系では、卒業時に十分な臨床能力の修得を目指した参加型臨床実習を中心とする多様な形態の教育を行う。
3. 医療人としてのプロフェッショナリズムを確立するため、準備教育から臨床過程に至るまで、学習段階に応じて繰り返し学ぶ学習プログラムを実施する。
4. 準備教育から基礎、基礎から臨床など課程をまたいで教育される項目については垂直的に統合した教育プログラムを実施する。
5. 複数の専門分野が取り扱う項目については、教育プログラムを水平的に統合して学習効率を高める。
6. 医療チームのリーダーたりうる資質を備えるべく、専門職連携を学習する機会を持つ。
7. 地域に貢献する医療人としての見識を備えるため、社会的及び国際的な観点から医療を考える機会を持つ。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

藤田保健衛生大学医学部は、「独創的な学究精神を持った謙虚で誠実な医師」となるため、所定の課程を修め以下の能力を身につけた者に対して、学士（医学）の学位を授与します。

1. 医師としてのプロフェッショナリズム

医師としての責任感と職業倫理観に基づいて行動し、生涯にわたり向上心を持ち自己研鑽に励む自覚と能力

2. コミュニケーション能力

お互いの立場を尊重し、相手から信頼される関係を築くためのコミュニケーション能力

3. 専門職連携

患者の健康問題の解決に向け、多職種での取り組みを実践する能力

4. 医学および関連領域の知識

医療の基盤となっている基礎、臨床、社会医学等の知識を有し、応用する能力

5. 独創的探究心

疑問点を解決するために行動する独創的な学究精神と科学的能力

6. 診療の実践

安全かつ科学的根拠に基づいた適切な診療を実践する能力

7. 地域社会への貢献

地域の保健・医療・福祉の課題を理解し、その解決のために貢献する能力

GPA制度の導入について

平成28年度から、GPA制度を導入しています。

＜GPA制度による成績評価＞

評価	GP	成績（評点）
S	4	90～100点
A	3	80～89点
B	2	70～79点
C	1	60～69点
D	0	60点未満
F	0	無資格

＜計算方法＞

$$GPA = \frac{[科目の単位数 \times 当該科目の GP] の合計}{科目の単位数合計 (D, F を含む)}$$

＜対象科目＞

全科目。

プロセス基盤型教育からアウトカム（学習成果）基盤型教育へ

本学医学部は医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成22年度改訂版）に則りプロセス基盤型教育が行われてきましたが、平成27年度よりアウトカム（学習成果）基盤型教育を取り入れ、最新版の医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）に準拠した新カリキュラムへ移行しています。

① 卒業時に学生が身につける能力

医学部の使命に基づいて、卒業時に全ての医学生が身につける能力として「卒業コンピテンス（I～VIIの7領域）」及び「卒業コンピテンシー（合計：37領域）」を定める。

卒業コンピテンス・卒業コンピテンシー

I. 医師としてのプロフェッショナリズム

藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時に自己に驕ることなく協調性、責任感、倫理観を有して行動できる。生涯にわたり、向上心を持ち自己研鑽に励む自覚を有する。

1. 医師として常識ある行動がとれる。
2. 医療にかかわる法律を理解し遵守できる。
3. 医学倫理について理解し、それに基づいて行動ができる。
4. 個人の尊厳を尊重し、利他的、共感的に対応できる。
5. 自己評価を怠らず、自己管理できる。
6. 他者に対して適切な助言、指導ができ、他者からの助言、指導を受け入れられる。
7. 社会から期待される医師の役割を説明できる。

II. コミュニケーション能力

藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時にお互いの立場を尊重して、相手から信頼される関係を築き、適切なコミュニケーションを実践することができる。

1. 患者ならびに家族との良好な人間関係が構築できる。
2. 医療スタッフとの円滑な意思疎通ができる。
3. 異文化を背景とする他者との適切な意思疎通の重要性を説明できる。

III. 専門職連携

藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時に専門職連携を実践できる。

1. 他職種の役割を理解し、尊重することができる。
2. 医師の役割を理解できる。
3. 患者の健康問題を多職種で解決に向けて取り組むことができる。

IV. 医学および関連領域の知識

藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時に医療の基盤となっている以下の基礎、臨床、社

会医学等の知識を有し応用できる。

1. 正常な構造と機能
2. 発達、成長、加齢、死
3. 心理、行動
4. 病因、構造と機能の異常
5. 診断、治療
6. 医療安全
7. 痘学
8. 医学統計学
9. 医学英語

V. 独創的探究心

藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時にグローバルな視野に立って科学に興味を持ち、疑問点に対して解決するために行動することができる。

1. 自らの考えや疑問点を検証するための基礎的方法論を学び、応用することができる。
2. 論文等の情報を適切に収集することができる。
3. 収集した情報を論理的、批判的に吟味し、自分の意見を加えて発表できる。
4. 海外での研究に従事することができる語学力を有する。（2015年度以前の入学生を除く。）

VI. 診療の実践

藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時に患者に対しての同情心をもち、科学的根拠に基づいた安全な診療を実施できる。

1. 病歴を正確に聴取し、必要な身体診察ができる。
2. 基本的臨床手技を安全に実施できる。
3. 病歴・身体所見より鑑別診断を挙げ、必要な検査を選択し、その結果を評価できる。
4. 頻度の高い、または、緊急性や重症度の高い疾患・病態の診断・治療の計画を立てることができる。
5. 診療録を正確に記載し、診療情報を上級医に報告できる。
6. 症例についての要約（サマリー）を作成し、プレゼンテーションできる。
7. 病状説明や患者教育に参加できる。
8. 個人情報保護を理解し厳守できる。

VII. 社会と医療

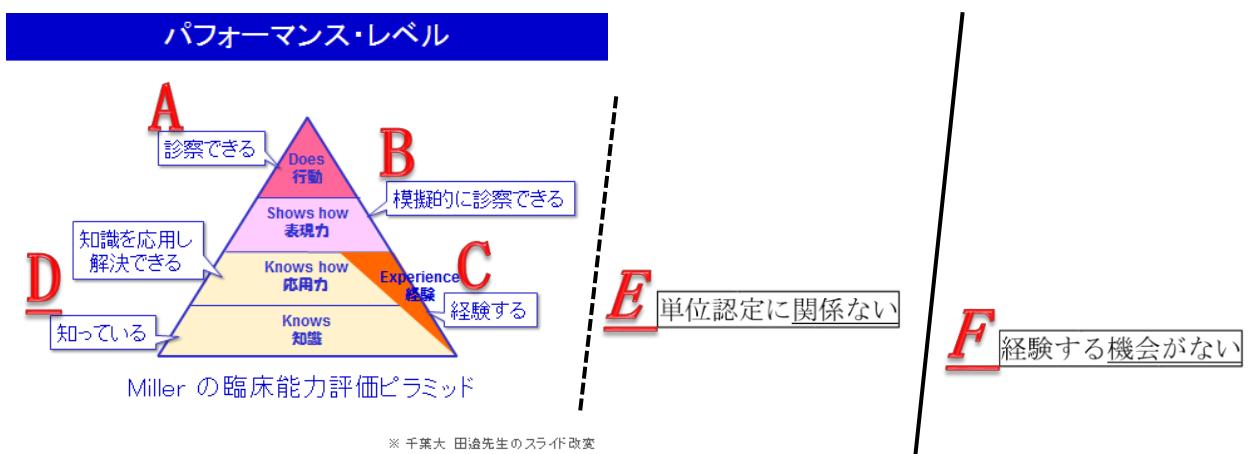
藤田保健衛生大学医学部学生は、卒業時に地域社会の保健・医療・福祉の施策に協力・推進し、公衆衛生の向上と増進に寄与できる。

1. 社会と健康の係わりを理解し、疾病予防と健康増進に取り組むことができる。
2. 保健・医療・福祉の現状を把握し、資源を活用してその改善を図ることができる。

3. 地域医療に貢献することができる。

② 臨床能力を評価するためのパフォーマンス・レベル

低学年における教科から、テーマに沿って段階的に実践力（応用力）を積み上げていき、卒業時に身につける能力をパフォーマンス・レベルとして評価する。



A : Does (「実践できる」「診察できる」といった臨床現場でのパフォーマンス)

診療の一部としての実践できることが単位認定の要件である。
多くは臨床実習で獲得する。

B : Shows How (「模擬的に実践できる」「模擬的に診察できる」といったパフォーマンス)
模擬診療として実践できることが単位認定の要件である。
シミュレーション学習で獲得する。

C : Experience (「経験する」「討論する」といった技能・態度)
基盤となる技能・態度を修得していることが単位認定の要件である。
エクスポートジャー、討論、経験などで獲得する。

D : Knows (「知っている」といった浅井知識)

Knows How (「知識を応用して解決できる」といった深い知識)
基盤となる知識を修得していることが単位認定の要件である。

E : 経験する機会があるが、単位認定に関係ない

F : 経験する機会がない

③ 各教科の履修内容と卒業コンピテンシーとの関係

「卒業コンピテンシー」（37領域）の全項目について、各教科修了時における学生のパフォーマンスの到達レベル（パフォーマンス・レベル）をA～Fで表示する。（別表1参照）

シラバスを読むにあたって

1. 内容について

このファイルは、学生が学習するにあたって、また、試験（定期試験、IT試験など）を受験するにあたっての注意・取り決め事項・心得・留意事項などをまとめたものです。学生は内容を良く理解した上で責任ある行動をとってください。

また、シラバスシステムは、各授業科目の教育目標、学習目標、評価法、授業日程、到達目標などを示したものです。以下の2～5を熟読し、高い学習効果をあげるよう活用してください。

2. シラバスの用い方

シラバスとは授業の概要のことです。この中には各授業を通して学生の皆さんのが何を学ぶのかが提示されています。従って、授業に出る前に、シラバスには必ず目を通し、その到達目標を頭に入れて講義や実習に望むことが必要です。

シラバスに提示されていることは、「能動的」に「学ぶ」目標であり、「受身的」に「教えてもらえる」ことではないことを強調しておきます。大学は、学生自らが積極的に課題を見つけ、発掘し、そしてそれを解決して行く過程を学び、その力をさらに高めて行くところだからです。又、社会も藤田保健衛生大学もそのような意欲的な勉学態度を持ち続け、社会に貢献できる医師を養成することが大切であると考えます。各授業では教員は学生の理解を助け深めるような教材を提示し、学生の学ぶ意欲を引き出したいと考えています。授業で理解が十分出来なければ遠慮無く教員に質問してください。

3. 到達目標について

シラバスに記載された「到達目標」は、学生がその授業を通して学ぶ行動目標です。即ち「到達目標」として記載された事柄については、学生自らが説明出来ることが求められます。「到達目標」のうち○で示されたものは全国の医科大学、医学部の学修すべき内容を示した医学教育モデル・コア・カリキュラムの項目です。一方●で示されたものは本学独自の内容として学生諸君が学ぶべき項目を示しています。「コア」の事項（○）は、「医学における教育プログラム研究・開発事業委員会」が文部科学省との協力により「モデル・コア・カリキュラム」として平成13年に提示し、平成28年度に最新版に改訂されています。「コア」の事項は医学部で学修する時間のうち2/3を費やす量とされています。以下にモデル・コア・カリキュラムの項目を簡略して示したので参照してください。）本学カリキュラムにおける「到達目標」は○も●もその重要性は同じであることを念頭において学んでください。

【医学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋）】

A 医師として求められる基本的な資質・能力

A-1 プロフェッショナリズム

A-1-1) 医の倫理と生命倫理

A-1-2) 患者中心の視点

A-1-3) 医師としての責務と裁量権

A-2 医学知識と問題対応能力

A-2-1) 課題探求・解決能力

A-2-2) 学修の在り方

A-3 診療技能と患者ケア

A-3-1) 全人的実践的能力

A-4 コミュニケーション能力

A-4-1) コミュニケーション

A-4-2) 患者と医師の関係

A-5 チーム医療の実践

A-5-1) 患者中心のチーム医療

A-6 医療の質と安全の管理

A-6-1) 安全性の確保

A-6-2) 医療上の事故等への対処と予防

A-6-3) 医療従事者の健康と安全

A-7 社会における医療の実践

A-7-1) 地域医療への貢献

A-7-2) 国際医療への貢献

A-8 科学的探究

A-8-1) 医学研究への志向の涵養

A-9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

A-9-1) 生涯学習への準備

B 社会と医学・医療

B-1 集団に対する医療

B-1-1) 統計の基礎

B-1-2) 統計手法の適用

B-1-3) 根拠に基づいた医療<EBM>

B-1-4) 疫学と予防医学

B-1-5) 生活習慣とリスク

B-1-6) 社会・環境と健康

B-1-7) 地域医療・地域保健

B-1-8) 保健・医療・福祉・介護の制度

B-1-9) 国際保健

B-2 法医学と関連法規

B-2-1) 死と法

B-2-2) 診療情報と諸証明書

B-3 医学研究と倫理

B-3-1) 倫理規範と実践倫理

B-4 医療に関連のある社会科学領域

B-4-1) 医師に求められる社会性

C 医学一般

C-1 生命現象の科学

C-1-1) 生命の最小単位—細胞

C-1-2) 生物の進化

C-2 個体の構成と機能

C-2-1) 細胞の構成と機能

C-2-2) 組織・各臓器の構成、機能と位置関係

C-2-3) 個体の調節機能とホメオスタシス

C-2-4) 個体の発生

C-2-5) 生体物質の代謝

C-3 個体の反応

C-3-1) 生体と微生物

C-3-2) 免疫と生体防御

C-3-3) 生体と薬物

C-4 病因と病態

C-4-1) 遺伝的多様性と疾患

C-4-2) 細胞傷害・変性と細胞死

C-4-3) 代謝障害

C-4-4) 循環障害、臓器不全

C-4-5) 炎症と創傷治癒

C-4-6) 腫瘍

C-5 人の行動と心理

C-5-1) 人の行動

C-5-2) 行動の成り立ち

C-5-3) 動機付け

C-5-4) ストレス

C-5-5) 生涯発達

C-5-6) 個人差

C-5-7) 対人関係と対人コミュニケーション

C-5-8) 行動変容における理論と技法

D 人体各器官の正常構造と機能、病態、診断、治療

D-1 血液・造血器・リンパ系

D-1-1) 構造と機能

D-1-2) 診断と検査の基本

D-1-3) 症候

D-1-4) 疾患

D-2 神経系

D-2-1) 構造と機能

D-2-2) 診断と検査の基本

D-2-3) 症候

D-2-4) 疾患

D-3 皮膚系

D-3-1) 構造と機能

D-3-2) 診断と検査の基本

D-3-3) 症候

D-3-4) 疾患

D-4 運動器（筋骨格）系

D-4-1) 構造と機能

D-4-2) 診断と検査の基本

D-4-3) 症候

D-4-4) 疾患

D-5 循環器系

D-5-1) 構造と機能

D-5-2) 診断と検査の基本

D-5-3) 症候

D-5-4) 疾患

D-6 呼吸器系

D-6-1) 構造と機能

D-6-2) 診断と検査の基本

D-6-3) 症候

D-6-4) 疾患

D-7 消化器系

D-7-1) 構造と機能

D-7-2) 診断と検査の基本

D-7-3) 症候

D-7-4) 疾患

D-8 腎・尿路系（体液・電解質バランスを含む）

D-8-1) 構造と機能

D-8-2) 診断と検査の基本

D-8-3) 症候

D-8-4) 疾患

D-9 生殖機能

D-9-1) 構造と機能

D-9-2) 診断と検査の基本

D-9-3) 症候

D-9-4) 疾患

D-10 妊娠と分娩

D-10-1) 構造と機能

D-10-2) 診断と検査の基本

D-10-3) 症候

D-10-4) 疾患

D-10-5) 産科手術

D-11 乳房

D-11-1) 構造と機能

D-11-2) 診断と検査の基本

D-11-3) 症候

D-11-4) 疾患

D-12 内分泌・栄養・代謝系

D-12-1) 構造と機能

D-12-2) 診断と検査の基本

D-12-3) 症候

D-12-4) 疾患

D-13 眼・視覚系

D-13-1) 構造と機能

D-13-2) 診断と検査の基本

D-13-3) 症候

D-13-4) 疾患

D-14 耳鼻・咽喉・口腔系

D-14-1) 構造と機能

D-14-2) 診断と検査の基本

D-14-3) 症候

D-14-4) 疾患

D-15 精神系

- D-15-1) 診断と検査の基本
- D-15-2) 症候
- D-15-3) 疾患

E 全身に及ぶ生理的変化、病態、診断、治療

E-1 遺伝医療・ゲノム医療

- E-1-1) 遺伝医療・ゲノム医療と情報の特性

E-2 感染症

- E-2-1) 病態
- E-2-2) 診断・検査・治療の基本
- E-2-3) 症候
- E-2-4) 疾患

E-3 腫瘍

- E-3-1) 定義・病態
- E-3-2) 診断
- E-3-3) 治療
- E-3-4) 診療の基本的事項
- E-3-5) 各論

E-4 免疫・アレルギー

- E-4-1) 診断と検査の基本
- E-4-2) 症候
- E-4-3) 病態と疾患

E-5 物理・化学的因子による疾患

- E-5-1) 診断と検査の基本
- E-5-2) 症候
- E-5-3) 疾患

E-6 放射線の生体影響と放射線障害

- E-6-1) 生体と放射線
- E-6-2) 医療放射線と生体影響
- E-6-3) 放射線リスクコミュニケーション
- E-6-4) 放射線災害医療

E-7 成長と発達

- E-7-1) 胎児・新生児
- E-7-2) 乳幼児
- E-7-3) 小児期全般
- E-7-4) 思春期

E-8 加齢と老化

E-8-1) 老化と高齢者の特徴

E-9 人の死

E-9-1) 生物的死と社会的死

F 診療の基本

F-1 症候・病態からのアプローチ

F-1-1) 発熱

F-1-2) 全身倦怠感

F-1-3) 食思(欲)不振

F-1-4) 体重減少・体重増加

F-1-5) ショック

F-1-6) 心停止

F-1-7) 意識障害・失神

F-1-8) けいれん

F-1-9) めまい

F-1-10) 脱水

F-1-11) 浮腫

F-1-12) 発疹

F-1-13) 咳・痰

F-1-14) 血痰・喀血

F-1-15) 呼吸困難

F-1-16) 胸痛

F-1-17) 動悸

F-1-18) 胸水

F-1-19) 嘉下困難・障害

F-1-20) 腹痛

F-1-21) 悪心・嘔吐

F-1-22) 吐血・下血

F-1-23) 便秘・下痢

F-1-24) 黄疸

F-1-25) 腹部膨隆(腹水を含む)・腫瘍

F-1-26) 貧血

F-1-27) リンパ節腫脹

F-1-28) 尿量・排尿の異常

F-1-29) 血尿・タンパク尿

F-1-30) 月経異常

F-1-31) 不安・抑うつ

F-1-32) もの忘れ

F-1-33) 頭痛

F-1-34) 運動麻痺・筋力低下

F-1-35) 腰背部痛

F-1-36) 関節痛・関節腫脹

F-1-37) 外傷・熱傷

F-2 基本的診療知識

F-2-1) 臨床推論

F-2-2) 根拠に基づいた医療<EBM>

F-2-3) 臨床検査

F-2-4) 病理診断

F-2-5) 放射線等を用いる診断と治療

F-2-6) 内視鏡を用いる診断と治療

F-2-7) 超音波を用いる診断と治療

F-2-8) 薬物治療の基本原理

F-2-9) 外科的治療と周術期管理

F-2-10) 麻酔

F-2-11) 食事・栄養療法と輸液療法

F-2-12) 医療機器と人工臓器

F-2-13) 輸血と移植

F-2-14) リハビリテーション

F-2-15) 在宅医療と介護

F-2-16) 緩和ケア

F-3 基本的診療技能

F-3-1) 問題志向型システムと臨床診断推論

F-3-2) 医療面接

F-3-3) 診療録（カルテ）

F-3-4) 臨床判断

F-3-5) 身体診察

F-3-6) 基本的臨床手技

G 臨床実習

(省 略)

4. 評価法について

皆さんは「良き医師」になることを目指して学びます。その大きな目標に向かって学んで行く過程で、皆さんは学んだ成果についての評価を受けることになります。知識、技能、態度を含めた、多角的な評価を受ける必要があります。学生が各教科でどのような評価法を受けるかについてはそれぞれのページに記載されている事項をよく読み理解して下さい。

また、次学年への進級に当たっては以下に注意すること。

- (1) 不合格の科目がある場合は進級が認められません。ただし、各学年とも不合格科目が1科目のみで、かつ医学部教授会が別に定める要件をすべて満たしているときは、進級判定臨時教授会での審議を経て進級させことがある。未修得科目の累積は、2学年以降、各学年の進級判定時において2科目以内とする。
- (2) 2学年では(1)に加え、基礎医学科目が終了する学年末に実施される基礎総合試験に合格すること。
- (3) 4学年では(1)に加え、臨床の現場で患者さんに接するstudent doctorとしての能力を社会に示す必要があるため、共用試験に合格すること。安全管理研修会・感染対策研修会（秋季開催分）に出席すること。
- (4) 5学年では臨床実習の評価の他、ER実習、5学年総合試験に合格し、全体セミナー、安全管理研修会・感染対策研修会（春季・秋季開催分）に出席すること。

5. 少人数学習形式授業について

1学年の「読書ゼミナール」、「早期臨床体験」、2学年の「Human Biology」、3学年の「PBL I」、そして4学年の「PBL II」などは数名から成るグループでの学習で進みます。コミュニケーションが重視される授業形式であり、時間や出席など遵守すべき事項があるので注意してください。これら科目の出席の取扱いに関する規定や評価法についてはシラバスに記載されています。

医学部 教務委員長
長崎 弘

授業、試験についての注意・留意事項

1. 授業の欠席と定期試験受験資格についての注意	1 ページ
2. 出校制限を必要とされる疾患への対応	3 ページ
3. 学生の出席確認についての注意	3 ページ
4. 学生による授業評価表の提出についての取り決め事項	4 ページ
5. 定期試験、IT試験受験の心得	4 ページ
6. 各種試験における別室受験に関する取り決め事項	5 ページ
7. 進級・卒業判定基準について	6 ページ
8. 自習のために利用できる施設及び利用上の留意事項	8 ページ
9. 教室・実習室・ロッカー等の利用に関する注意	10 ページ
10. IT学習室（12階）利用に関する心得	11 ページ
11. 情報検索室（12階）利用に関する心得	11 ページ
12. CSフロア（14階）利用に関する心得	12 ページ
13. 学内LAN利用上の注意	13 ページ
14. 臨床実習における患者等の個人情報保護について	14 ページ
15. 電子カルテ等の患者個人情報取り扱いの注意	15 ページ
16. 藤田保健衛生大学医学部における個人情報保護について	16 ページ

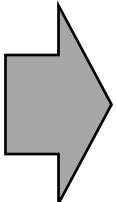
1. 授業の欠席と定期試験受験資格についての注意

【授業時間】

1 時限 8:40 ~ 9:50
2 時限 10:00 ~ 11:10
3 時限 11:20 ~ 12:30
4 時限 13:20 ~ 14:30
5 時限 14:40 ~ 15:50
6 時限 16:00 ~ 17:10

【使用教室】

601	生涯教育研修センター 1号館 6階 601 講義室
602	生涯教育研修センター 1号館 6階 602 学生ホール
603	生涯教育研修センター 1号館 6階 603 講義室
701	生涯教育研修センター 1号館 7階 701 講義室
801	生涯教育研修センター 1号館 8階 801 講義室
809	生涯教育研修センター 1号館 8階 809 講義室
810	生涯教育研修センター 1号館 8階 810 講義室
901	生涯教育研修センター 1号館 9階 901 講義室
909	生涯教育研修センター 1号館 9階 909 講義室
910	生涯教育研修センター 1号館 9階 910 講義室
1001	生涯教育研修センター 1号館 10階 1001 講義室
1101	生涯教育研修センター 1号館 11階 1101 講義室
1205	生涯教育研修センター 1号館 12階 1205 講義室
IT学習室	生涯教育研修センター 1号館 12階 IT学習室
SGL室	生涯教育研修センター 1号館 13階 SGL室 1301~1316
スキルスラボ	生涯教育研修センター 1号館 14階 カラオケルーム
B1実習室	医学部 1号館 地下1階 B1実習室
B2実習室	医学部 1号館 地下2階 B2実習室
1F実習室	医学部 1号館 1階 B1実習室
フジタホール500	医学部 1号館 フジタホール500



各授業科目の欠席が所定の時間を超えると、当該科目に対する定期試験の受験資格を失うので、次の事項をよく理解し授業にのぞむこと。詳細は「藤田保健衛生大学医学部学生心得及び規程」を参照のこと。

1. 定期試験を受けるためには、授業科目ごとに次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければ

ばならない（藤田保健衛生大学医学部学生心得及び規程第28条）。

- (1) 所定の講義時間の2/3以上を受講していること。
- (2) 実習（臨床実習を含む）を完了していること。

2. 各授業科目を欠席した場合には、欠席理由を証明する資料を添えた欠席届・補講願を期限内に学務課へ提出すること。欠席届・補講願が受理された者については、事情により補講・補習を行い、これの完了を条件として欠席時間の回復を認めることがある（藤田保健衛生大学医学部学生心得及び規程第35条）。

3. 欠席届・補講願の種類（下記 a ~ d）と提出期限に注意すること（藤田保健衛生大学医学部学生心得及び規程第35、36、37条）。

- a) 通常の欠席
本学学校医の診断書、本人の配偶者、6親等内の血族及び3親等以内の姻族に当たらない医師の診断書、公的交通機関・警察などの発行する公的証明書などを添えて、出校後5日以内に欠席届・補講願を提出。
- b) 忌引、出校制限を必要とされる疾患、就職試験、演者としての学会発表などによる特別の欠席
出校後5日以内に事実を証明できる書類を添付して特別欠席届・補講願を提出。
- c) 上記以外の理由で実習を欠席した場合は直筆で記載した保護者と本人の事由書を添付して、実習欠席届・補講願を提出すること。
- d) なお病気、災害その他により欠席5日以上になる時は長期欠席届・補講願を提出。
また、2ヶ月以上になる時は休学願を提出。

4. 補講・補習による救済処置の適用上限は、原則として該当コマ数全体の1/3以内とする。講義・演習は原則として補講を行わない。

＜補足資料＞

○上記第2項による受験資格回復のための手順

- ① 事由証明書を添えた欠席届・補講願（指導教員の署名・捺印を要す）が既に学務課へ提出され、受理されている。
- ② 事務部長、教務委員長、学生指導委員長が確認・許可する。
- ③ 本人が該当授業担当教員（ないし教授）へ補講実施を依頼する。
- ④ 担当教員（ないし教授）による補講を実施する。
- ⑤ 教員の補講完了印が捺印された証明書を、該当試験日の前日までに本人が学務課へ提出する。

注1. 欠席届・補講願および事由証明書を提出しただけでは、受験資格回復の充分条件ではない（補講を行うことが必須条件である）。

注2. 欠席回数1/3超のため定期試験の受験資格なしと判定された者は、引き続く再試験の受験資格もない。

2. 出校制限を必要とされる疾患への対応

1. 出校制限を必要とされる疾患（学校保健安全法施行規則で指定されている感染症）
 - A. 第1種感染症（改正感染症法の一類感染症および結核を除く二類感染症）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）
 - B. 第2種感染症（飛沫感染する伝染病で学校において流行を広げる可能性が高いもの）

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - C. 第3種感染症（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの、改正感染症法の三類感染症を含む）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎：ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）
2. Aの疾患に罹患した学生は、出校をせず適切な指定医療機関の指示に従う。その後、連絡の取れる家族又は関係者が、学務課に電話（0562-93-2603 夜間：080-2623-8002）で連絡する。学務課の職員は、学部長、学生指導委員長、教務委員長、事務部長、学校医（健康管理室長）、感染対策室長に連絡する。連絡を受けた前記の役職者は学部長を中心として対策を協議し、これを実施する。その際に学部長は、当該感染症の専門教職員の参加を要請することができる。罹患した学生は治癒するまで出校停止とする。
3. B及びCの疾患に罹患した学生は、出校をせず、学務課に電話（0562-93-2603）で連絡し、最寄りの医療機関で治療を受ける。その医療機関で出校を許可された後、出校する。なお、必要に応じて学長が出校停止を指示する場合がある。
4. これらの疾患に罹患した学生は、後日、診断書と特別欠席届を学務課に提出すること。
5. これらの疾患が、医学部で急速に広まる場合は、学部長が学長及び理事長に報告し、理事長の判断により、学校閉鎖を行う。
6. これらの疾患で、出校を制限された学生の授業や実習については、後日、補習などで可能な限り補填されることとする。ただし、期間の妥当性などに関しては、教務・学生指導合同委員会で協議することがある。

3. 学生の出席確認についての注意

学生の出席確認は、以下に示すとおり厳格に行う。

1. 学生の出席確認は、教員が講義室に入室後、速やかに実施する。出席確認は教員の講義室入室直後及び講義中に複数回行われることがある。
2. 講義・実習中も常時名札着用が義務づけられている。名札を着用していない学生は、たとえ出席していても欠席とみなす。
3. 途中一時退室を希望する学生は、その理由を教員に述べ、教員が許可すれば退室できる。

4. 教員の許可を得ないで退室した学生は、出席を取り消し、欠席とする。
5. 私語等、他の学生に迷惑をかける行動、態度をとった学生は退室を命じられることがある。
この場合、出席を取り消し、欠席とする。

4. 学生による授業評価表の提出についての取り決め事項

1. 学生は「講義に関する学生評価」または「科目全体の講義企画に対する学生評価」を行うことになっている授業においては、次に定める規則に従って評価を行うものとする。
2. 評価方法
 - e ラーニングシステム (Moodle) で、講義終了後から当日の22時まで評価入力可能とする。
なお、入力は1回のみとする。
3. 無効な評価
第2項に従って行われた評価であっても、当該授業に出席しなかった学生が回答したもの
は無効となる。
4. 注意
学務課窓口では、学生からの申し立ては一切受け付けない。

5. 定期試験、IT試験受験の心得

試験を受験する際には、医学生としての良識に則り、下記の諸注意を遵守すること。

1. 学生は試験会場への入室に際し、以下に従うこと。
 - 試験開始5分前には指定座席に静かに着席すること。名札着用は必須である。万一忘
れた場合は、至急学務課に行き、名札の購入を申請する。
 - 20分以上遅刻した者の受験は一切認めない。（試験会場への入室禁止）
 - 試験開始20分以内であれば、遅刻受験を認めるが、あくまで仮受験とする。
 - ・ 答案用紙の配布直前から完了までの間、試験会場への入室は禁止する。
 - ・ 遅刻者は試験監督者の指示に従い入室し、入室時に渡される「遅刻事由書」を記入し
た後、指定座席にて受験できる。（卒試、総合試験を除く）
2. 筆入れ、下敷き、コート、ひざ掛け、デジタル時計などの使用は禁止する。
3. 携帯電話等通信機器は、試験開始前に学務課にて回収し、試験終了後返却する。
4. 予め許可のある場合を除き、教科書、ノート、参考書、辞書などの使用は禁止する。
5. 学年・学籍番号・氏名などが明確に記載されていない答案用紙は、全て無効とみなす。
6. 配布された答案用紙は全て提出しなければならない。答案用紙を試験会場の外に持ち出す
ことは不正行為とみなす。
7. 試験会場内においては、全て監督者の指示に従って行動しなければならない。
8. 試験開始後30分を経過しなければ、中途退出を認めない。（卒試、総合試験を除く）
9. 不正行為、ならびにそれに準ずるとみなされるような行為は、絶対に行ってはならない。
監督者が係る行為であると判断した場合には、直ちに答案用紙ならびに関係物品類を押収
し、退出を命ずる。

上記の諸注意に違反する行為があった場合には、学則第45条、医学部学生心得及び規程第34条に基づき、教授会の議を経て、学長名で訓戒処分（謹慎、受験停止、停学、退学など）を行うことがある。

定期試験を欠席した際は、藤田保健衛生大学医学部学生心得及び規程第30条に則り手続きを踏むこと。追試験受験資格については教務委員会等で検討決定する。なお、手続きを踏まない者は追試験の受験資格を与えられない。

6. 各種試験における別室受験に関する取り決め事項

医学部で行われる各種試験（入学試験を除く）において、学生から別室受験の申し出があつた場合には、以下の取り決めに従い対応する。（連絡先：学務課 0562-93-2603）

1. 別室受験は、原則として次の号のいずれかに該当する学生を対象とする。
 - 1) 出校制限を必要とされる疾患（学校保健安全法施行規則で指定されている感染症）に罹患した者で医学部長が認めた者
 - 2) 試験日前日までに別室受験の申し出があり、医学部長が認めた者
 - 3) 試験当日に、前記1)を疑われる症状^{*1}を呈した者から別室受験の申し出があり、医学部長又は教務委員長が認めた者

* 1 …インフルエンザを疑うのは、次のいずれかがある場合とする。

 - a) 体温が38度を超えるとき
 - b) 咽頭痛や咳などの感冒様症状があり、かつ体温が37度以上のとき
2. 各種試験における別室受験の実施は、以下のとおり対応する。

試験区分	別室受験の対応
卒業試験（I・II・追）	有
総合試験（基礎・M5）	有
共用試験C B T	有
O S C E 全般	なし
定期試験	なし
再（追）試験	有
中間試験	なし
I T 試験	なし
TOEFL ITP テスト	なし

* 定期試験及び中間試験において、学生から別室受験の申し出があつた場合、実施の適否は学科目担当責任者の判断に委ねる。ただし、試験会場及び試験監督者の手配は学科目担当責任者が行って下さい。

7. 進級・卒業判定基準について

1学年から6学年共通要件

各学年次に履修すべき全科目の履修^{註1)}を進級の条件とする。

註1) 履修とは、医師として必要な知識・技能を習得することを指し、履修した科目的単位認定試験に合格できなかった場合の対応については、以下「1学年から4学年共通要件」を参照。

1学年から4学年共通要件

再試験不合格科目が2科目以内の場合、その科目的特別再試験を受験し、特別再試験での合格を条件に進級を認める。不合格科目を持つ学生は、特別再試験を必ず受験しなければならない。ただし、各学年とも特別再試験での不合格科目が1科目のみで、かつ「特別裁量要件」を全て満たしている時、進級判定臨時教授会での審議を経て進級を認めることがある。

【特別裁量要件】

- A) 不合格科目的本試験の評価点^{註2)}が基準以上であること。
- B) 本試験の総合成績(GPA)において、基準以上の成績を収めていること。
- C) 2学年は基礎総合試験、4学年はCBTにおいても基準以上の成績を収めていること。
- D) 進級に際し、学部長へ「卒業までに相応する知識を修得する」旨の念書を提出すること。

なお、未修得科目の取り扱いは以下の通りとする。

- ① 未修得科目的累積は、2学年以降、各学年の進級判定時において2科目以内とする。
- ② 未修得科目を持つ学生は、進級後に単位修得のため試験を受けることができる。^{註3)}
- ③ 卒業判定教授会までに未修得科目的単位が修得できていない場合、教授会が別に定める、未修得科目等についての試験に合格することによって卒業を認めることがある。

註2) 本試験結果の「素点」とIT試験及び実習などの平常点を加算した合計点(100点満点)のこと。

註3) 未修得科目的単位取得は、科目等履修生に準じて本試験、再試験及び特別再試験によって判定を行う。未修得科目的IT試験、実習を受ける必要はない。2学年の基礎総合試験を再受験する必要もない。

留年者は次年度に全科目を再履修する必要がある。

アセンブリI、II、III履修を修了せずに卒業することはできない。

2学年特別要件

共通要件に加え、基礎総合試験に合格(60%以上あるいは平均点-1σから平均点-1.5σの間で判定)することを進級の条件とする。

3学年特別要件

共通要件に加え、TOEFL ITPテストに2回以上合格(450点以上)していることを進級の条件とする(H28年度入学生のみ1回以上合格)。

4学年特別要件

共通要件に加え、次の各号の要件を全て満たすことを進級の条件とする。

1. 全国共用試験に合格する。

全国共用試験の合格基準は次のとおりである。

① CBTはIRT標準スコア465以上。

② OSCEで2課題を合格すること。

a. 技能の評価：「医療面接」200点満点、「バイタルサイン」等6ステージ各100点の合計800点満点の70%（560点）以上

b. 態度の評価：80%以上

2. 安全管理研修会・感染対策研修会（秋季開催分）へ出席する。

※ 進級^{註4)}判定後、進級^{註4)}者は4学年後期から臨床実習を開始し、留年者は4学年後期の臨床実習期間を自学自習にあてる。

註4) 便宜上「進級」という文言を使用するが、4学年臨床実習に臨む資格があることを認定するものである。上に記載した4学年の進級条件を満たした学生は、4学年臨床実習から継続して5学年臨床実習に臨むことができる。

5学年特別要件

次の各号の条件を全て満たすことを進級の条件とする。

1. 臨床実習、総合試験、ER実習の全てに合格する。

2. 臨床実習の全65単位中53単位以上で60点以上の評価点をとる。

（65単位中12単位が60点未満の場合及び1単位でも無資格のある場合は、他の成績如何にかかわらず留年となる。）

3. 全体セミナーに出席する。

4. 安全管理研修会・感染対策研修会へ全て出席する。

※ 6年に進級が決まった学生の内、M5総合試験成績下位者は基礎学力強化合宿（3月下旬予定）への参加を義務づける。

6学年特別要件

次の各号の条件を全て満たすことを卒業の条件とする。

1. 卒業試験に合格する。

2. Post Clinical Clerkship OSCEに合格する。

3. 大学が指定する卒業要件を全て満たすこと。

【卒業試験の合否判定】

① 卒業試験I（9月上旬実施予定）の得点3割と卒業試験II（11月末実施予定）の得点7

割を合算した卒業試験総合成績を用いて12月中旬に行う。

② ①で卒業認定された学生の内、下位40名程度を卒業保留者とする。

卒業保留者は、卒業保留者追試験（1月上旬実施予定）を受験する。卒業試験総合成績5割と卒業保留者追試験成績5割を合算した総合成績を用いて1月中旬に行う。

【卒業認定者、卒業保留者に対し、大学が指定する卒業要件】

◇卒業認定者（卒業保留者以外）

- ・12月所定講義への出席
- ・12月開催の全国模擬試験の受験
- ・1月開催の全国模擬試験の受験

※年末年始の強化授業の受講は任意とする。

◇卒業保留者

- ・12月所定講義への出席
- ・12月開催の全国模擬試験の受験
- ・年末年始の強化授業への出席
- ・1月開催の全国模擬試験の受験
- ・1月上旬に実施予定の卒業保留者追試験の受験
- ・2月国試直前合宿への参加（指定者のみ）

8. 自習のために利用できる施設及び利用上の留意事項

学生が自習のために利用できる施設は、図書館、生涯教育研修センター1号館7階自習室、9階中教室、10・11階（6学年自習室）、13階SGL（Small Group Learning）室、職員宿舎とよあけ1・2階（5学年グループ学習室）及び医学部1号館1階・3階自習室（臨床実習を行う学生のみ利用可）である。施設利用に際し留意すべきことを以下に示す。なお、名札未着用者の自習室への入室を禁ずる。また、著しいマナー違反者はすべての自習室の使用を禁止する場合もあるので、規則を遵守し、良識をもって利用すること。

＜図書館＞

1. 開館時間は平日の8時45分から22時まで、土曜日は17時までとする。1月下旬～2月は日祝祭日も開館する。
2. 利用にあたっては「藤田学園医学・保健衛生学図書館利用規程」を遵守すること。

＜生涯教育研修センター1号館7階自習室＞

1. 年間を通して利用できる。利用可能時間は9時から24時までとする（利用できない場合もあるので事前に確認しておくこと）。
2. 利用申し込みは、9時から18時までに生涯教育研修センター1号館警備室に備えてある生涯教育研修センター1号館7階自習室利用者名簿に必要事項を漏れなく記載すること。
3. キープと称して机を占拠するなど私物化しない。私物類はその都度持ち帰ること。

4. 私物類の放置は不要品と見なし廃棄する（収集・廃棄は契約業者が行う）。
5. 自習室内は、飲食は禁止する。備え付けの備品等を損傷・破損してはならない。（備品等の修復に係る費用は請求する場合もある。）
6. 他の利用者等に迷惑がかかる行為を行ってはならない。学生にあるまじき行為をした場合は、部屋の利用は禁止し、厳罰に処すことがある。

<生涯教育研修センター 1号館 9階中教室>

1. 前期・後期定期試験前の2週間及び試験期間中、原則として6時30分から24時までの間、生涯教育研修センター 1号館 9階909・910講義室を自習スペースとして開放する。ただし、授業で使用している場合は利用できない。
2. 利用者は施設使用後に後片づけなど整理整頓をして原状に復すること。
3. 勉強スペース確保のため私物留置等を行った者は、厳重注意の上、当分の間、施設利用を不許可にする。
4. 私物類の放置は不要品と見なし廃棄する（収集・廃棄は契約業者が行う）。
5. 他の利用者等に迷惑がかかる行為を行ってはならない。学生にあるまじき行為をした場合は、施設の利用は禁止し、厳罰に処すことがある。

<生涯教育研修センター1号館10階・11階（M6 自習室）>

1. 自習室の使用時間は6時30分から24時までとする。
2. 各室班長が毎月「教室等使用許可願」を学務課に提出すること。許可願は利用月の10日前から前日までに提出しなければならない。未提出の場合は使用を禁止する。
3. 室内は土足禁止とし、清潔な状態を保つこと。目隠しや貼り紙等の室内装飾は禁止する。また、室内への私物類の持込は最小限に止め、電子レンジ・テレビ等の家電品、カセットコンロ等の調理品、暖房機器等の持ち込みは禁止する。明らかに学習に必要な物（教科書や書籍類など）以外の持ち込みを希望する場合は、班長が班員の要望をとりまとめ、申請書に事由書を添えて、事前に許可を得なくてはならない。
4. 備え付けの備品および壁を損傷・破損してはならない。修復に係る費用は請求する場合もある。
5. 使用期日が終了したら室内の清掃をし、学務課の点検を受けて速やかに自習室を返却しなくてはならない。

<生涯教育研修センター 1号館13階SGL室（1301～1316）>

1. 利用できる日時は、原則として平日の15時50分から24時及び土曜日の8時30分から24時までとし、日曜祝日、6月11日、10月10日、年末年始は利用できない。
2. 利用の申し込みについては、学務課へ届け出ること。申込み方法は、利用する日ごとに「教室等使用許可願」を記入し、平日は8時30分から16時30分、土曜日は8時30分から12時までに提出すること。部屋の鍵は、平日15時50分から16時30分、土曜日8時30分から12時の間に、学務課より受け取ること。時間内に鍵を受け取らない場合は利用申し込みを取り消す。
3. 利用者は施設使用後に後片づけなど整理整頓をして、原状に復し、施錠をすること。施錠

後は利用終了時間が①平日16時30分、土曜日12時以前の場合は学務課へ、②平日16時30分、土曜日12時以降の場合は生涯教育研修センター1号館警備室へ鍵を返却すること。

(警備員が不在の場合は、警備室カウンター脇に備え付けある「13階SGL室鍵返却BOX」に返却すること。)

4. SGL室は勿論のこと、フロア内での飲食は禁止する。備え付けの備品等を損傷・破損してはならない。(備品等の修復に係る費用は請求する場合もある。)
5. 隣室等の邪魔になるような大きな音を出すなど、他人に迷惑がかかるような行為を行ってはならない。学生にあるまじき行為をした場合は、部屋の利用は禁止し、厳罰に処すことがある。
6. 私物類の放置は不要品と見なし廃棄する(収集・廃棄は契約業者が行う)。
7. SGL室の定員は16名とする。
8. 試験・行事等を考慮して利用方法等を制限する場合がある。

○授業期間を除く平日の利用は土曜日に準ずる。

○定期試験開始の1週間前より1～4年生に貸し出す部屋を割り当てる。

・割り当ての解除は平日13時、土曜日9時からとする。(試験期間中の解除は土曜日に準ずる)

○1～4年生の総合試験、共用試験の1週間前より該当学年のみ部屋を割り当てる。

＜職員宿舎とよあけ 1階 (M5グループ学習室) ＞

1. 学習室の使用時間は6時から24時までとする。
2. 利用するにあたり、事前にグループ学習室代表者が「職員宿舎とよあけグループ学習室使用誓約書」を提出すること。
3. 学習室は、清潔な状態を保つこと。貼り紙などの室内装飾は禁止する。また、明らかに学習に必要なもの(教科書や書籍類など)以外の持ち込みはしないこと。学習室使用後は後片づけなど整理整頓をして原状に復すこと。
4. 備え付けの備品および壁を損傷・破損してはならない。備品などの修復に関する費用は請求する場合もある。
5. ガス、風呂、シャワー、洗濯機、乾燥機についての使用を禁止する。但し、エアコン、冷蔵庫については使用を許可する。
6. 他の利用者などに迷惑が掛かる行為を行ってはならない。学生にあるまじき行為をした場合は、学習室の利用は禁止とし、学則に従い厳罰に処する。
7. 私物類の放置は不要品として廃棄する。廃棄に伴う費用は学生負担とする。
8. 学習室は、医学部担当教員および医学部事務部職員が管理において必要時に出入りする。
9. 1人の無責任な行為は、グループ全体の連帯責任とする。

9. 教室・実習室・ロッカー等の利用に関する注意

○教室・実習室等は授業以外にも入学試験、医学セミナー等の学事に使用されるため、学生は教室・実習室等を常に清潔に保つ義務を有する。

- 学生は日頃、教室・実習室・ロッカー等の清掃に努めること。年度末や大学入試の前には、特に留意して清掃に関する掲示の指示に従うこと。
- 学生は教室・実習室・ロッカー上部等に私物等を放置しないこと。
- 教室・実習室・ロッカー等に放置された私物類（書籍、ノート、文具、傘ほか）については、その日の17時以降に回収し、3日間学務課で預かる。忘れ物に気付いた場合は3日以内に学務課に申し出ること。
- 3日を越えても申し出のない私物等は、学務課で廃棄処分にする。私物等の廃棄に係る費用を大学が学生に請求する場合がある。
- ロッカーの使用において問題があると大学が判断した学生に対しては、次年度以降のロッカーの貸出を行わない場合がある。

10. IT学習室（12階）利用に関する心得

IT学習室は、医学医療の教育、試験等での利用を主目的として設置されている。なお、当面は教員の指導下での利用に限る。

利用する学生は、以下の心得に従って利用すること。

1. 飲食を行わないこと。
2. 室内の清潔、整理整頓に留意し、利用終了時には備品を原状に復しておくこと。
3. 緊急事態に備え、IT学習室および生涯教育研修センターからの避難経路について熟知しておくこと。
4. 倫理に反する行為を行わないこと。倫理に反する行為を行った場合には学則・諸規程に則り懲戒およびIT学習室の利用停止の処分を受けることがある。
5. 他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。他人に迷惑を及ぼす行為を行った場合にはIT学習室の利用停止の処分を受けることがある。
6. IT学習室の備品を破損した場合には教員に直ちに報告し、破損届けの文書を提出すること。利用者の粗暴な扱いに基づくと判断された破損について、医学情報教育推進室室長から修復費の負担を請求されることがある。
7. IT学習室における授業や試験、研修等を妨害しないこと。
8. 授業や試験の時間帯を超えてIT学習室内に所有物を放置しないこと。放置した所有物は廃棄される。廃棄に係る費用の負担を請求されることがある。
9. 盗難防止、不正防止等のための監視用カメラがIT学習室内に設置されていることを熟知しておくこと。
10. IT学習室の管理運営について意見や質問がある場合は、医学情報教育推進室に提出すること。

11. 情報検索室（12階）利用に関する心得

情報検索室は、学生の勉学に向けたコンピュータの情報検索機能の共同利用を主目的として

設置されている。利用できる時間は、平日は8:30～20:00、土曜日は12:30までとする。なお、日曜祝日及び休日、6月11日、10月10日、年末年始は利用できない。利用する学生諸君は、以下の心得に従って利用すること。

1. 入室時に、自らの名前、所属（学部学年等）、入室時刻を記入用紙に記載すること。
2. 飲食を行わないこと。
3. 室内の清潔、整理整頓に留意し、利用終了時には備品を原状に復しておくこと。
4. 緊急事態に備え、情報検索室および生涯教育研修センターからの避難経路について、熟知しておくこと。
5. 倫理に反する行為を行わないこと。倫理に反する行為を行った場合には学則・諸規程に則り懲戒を受けることがある。
6. 長時間の座席の占有を含め、他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。他人に迷惑を及ぼす行為を行った場合には情報検索室の利用停止の処分を受けることがある。
7. 情報検索室の備品を破損した場合には教員に直ちに報告し、破損届けの文書を提出すること。利用者の粗暴な扱いに基づくと判断された破損について、コンピュータ関連教室室長より修復費の負担を請求されることがある。
8. 情報検索室内に所有物を放置しないこと。放置した所有物は廃棄される。廃棄に係る費用の負担を請求されることがある。
9. 盗難防止、不正防止等のためのカメラが情報検索室内に設置されていることを熟知しておくこと。

情報検索室の管理運営について意見や質問がある場合は、コンピュータ関連教室管理運営委員長あるいはコンピュータ関連教室室長・室員に提出すること。

12. CSフロア（14階）利用に関する心得

CSフロアは、藤田学園で学び、研修する教職員、研修医、学生が知識・技能・態度ともすぐれた医療人になるために基本的な診療技術を修得する場を提供することを目的に設置されている。利用者は本学園の教職員、研修医、学生および特に利用が許可された者で、利用できる時間は、年中6:00～24:00とするが、必ず事前に管理者に申し出ること。管理者の対応時間は、年末年始を除く平日の9:00～17:00とする。利用する学生諸君は、以下に従って利用すること。

1. CSフロアの利用手続き

所定の使用願をCSフロア管理室（生涯教育研修センター1号館14階、内線2794）に提出すること。スキルスラボの使用にあたって、使用器材によっては使用法に習熟したインストラクター（教職員およびトレーニングを受けた学生）の同伴が求められることがある。

*使用願は学園ホームページからのダウンロード、CSフロア管理室で入手できる。

*使用願を提出前に使用状況の確認をCSフロア管理室で行うこと。

*授業での使用が優先される。また管理・運営上必要な場合には利用を制限することがある。

2. CSフロア機材の貸出し

原則としてCSフロア機材は施設外への貸出しは行わない。研修会などやむを得ない場合は貸出しを許可することがある。学園内・外の他の場所での使用に関しては、その機材の使用法を熟知した教職員（学生）が借用責任者となること。

機材貸出し時には所定のCSフロア機材借用届をCSフロア管理室に提出すること。

3. 部屋の施錠等

使用許可をうけた利用者は、廃棄物などの処理を適切に行い、使用終了後は空調・照明を消すこと。

4. 備品などの破損に関して

備品・器具等は現状復帰を原則とし、不用意に備品・器具を破損した場合には、所定のスキルスラボ利用記録に破損の状況を記載し、直ちに管理者に申し出ること。また、破損の状況により、利用者がその修理費用等を負担しなければならない場合がある。

5. 消耗品など

使用する消耗品（フェイスマスクなど）は各自持参するのを原則とする。

なお、CSフロアは全学の共同利用施設であるが、その管理・運営は医学部があたる。

13. 学内LAN利用上の注意

大学内の建物は学術・教育用のネットワークによって接続されており、このネットワークは医科学情報ネットワーク（通称：学内LAN）と呼ばれています。

学内LANはインターネットにも接続され、ホームページを使った情報検索や、電子メールなどを利用できます。学内には学生が自由に利用できる端末が各所にありますが、インターネットに関する犯罪が多発しており、学内LANを利用する場合には以下の点について注意し、利用してください。

1. パスワード等個人情報の保護に関する注意

- ・パスワードを他人に教えてはいけません。
- ・他人のパスワードを不正に入手してはいけません。
- ・他人のID、パスワードを利用してネットワーク上のパソコンにアクセスする行為は「不正アクセス禁止法」により罰金または懲役を科せられます。
- ・個人情報保護のガイドラインを遵守してください。

個人情報保護のガイドラインに抵触する行為があった場合には学則第45条および第46条に基づく処罰を受けることがあります。

2. 著作権侵害等に関する注意

- ・ファイル交換（P2P）による著作権侵害が非常に大きな社会問題になっています。
- このため、学内LANにおけるファイル交換ソフトの利用は禁止されています。
- 本項に反する行為があった場合には学則第45条に基づく処罰を受けることがあります。

3. ウィルス、ネットワーク犯罪の予防と対処

- ・コンピュータウィルスに感染しないように、自分のノートブックコンピュータを学内LANに接続する場合はウィルスチェックソフトを導入しておいてください。
- ・ネットワーク利用時には種々の詐欺行為の被害者とならないように気をつけてください。特に金融機関などを装ったメールやWebサイトを警戒し、金融関係の暗証番号やクレジットカード番号などの管理には十分注意してください。
- ・ネットワークを使った犯罪により被害を被った場合には速やかに教員・職員に連絡してください。

4. 他のコンピュータ利用者への配慮

- ・学内のコンピュータ関連機器・設備の利用に当たっては、他の利用者の迷惑にならないように、利用時の静粛および利用後の作業スペースの整頓を心がけてください。
- ・電子メールや電子掲示板などを使う場合は、第3者に迷惑をかけないように、記載内容に配慮してください。

14. 臨床実習における患者等の個人情報保護について

I. 学内施設での臨床実習における患者等の個人情報保護に関する規則（学生用）

1. 臨床実習中に患者の個人情報を含むすべての個人情報について、漏洩、盗聴、無許可閲覧、改ざん、破壊あるいは消去などに関して学生が関与する問題が発生した時、発見した医学部あるいは病院職員は、直ちに実習担当の指導医または実習責任者に口頭で報告し、実習責任者は各教育病院の臨床実習運営委員会委員長に報告する。
2. 各教育病院の臨床実習運営委員会委員長は関係者および学生から事情聴取を行なう。
3. 各教育病院の臨床実習運営委員会委員長は医学部長、病院長、教務委員長、学生指導委員長、事務部長らと協議して問題の解決に当たる。
4. 医学部長は教授会において事例の報告を行なう。
5. 学生が個人情報を故意に漏洩、盗聴、無許可閲覧、改ざん、破壊あるいは消去した場合には、学則第45条に基づく処罰を行なう。
6. また、個人情報を過失により漏洩、消去あるいは紛失した場合であっても学則に基づき処罰を行なう場合がある。
7. 大学側は、必要ならば刑事告発をする。

注1：早期臨床体験実習中に問題が発生した場合には第1項、第2項、第3項における「各教育病院の臨床実習運営委員会委員長」を「早期臨床体験実習コーディネーター」と読み替えるものとする。

注2：選択制総合医学実習中に問題が発生した場合には第1項、第2項、第3項における「各教育病院の臨床実習運営委員会委員長」を「選択制総合医学国内委員会委員長」と読み替えるものとする。

II. 学外施設での臨床実習における患者等の個人情報保護に関する規則（学生用）

1. 学外施設での臨床実習中に患者の個人情報を含むすべての個人情報について、漏洩、盗

聴、無許可閲覧、改ざん、破壊あるいは消去などに関して学生が関与する問題が発生した時、発見した施設職員は、直ちに学外実習担当講師に口頭で報告し、学外実習担当講師はファックスまたは電話で医学部長に連絡する。

2. 医学部長は、6学年選択制総合医学においては選択制総合医学国内委員会委員長に対して、また4・5学年臨床実習においては臨床実習運営委員会委員長に対して、関係者および学生から事情聴取を行なうよう指示する。
3. 選択制総合医学国内委員会委員長又は臨床実習運営委員会委員長は医学部長、教務委員長、学生指導委員長、事務部長らと協議して問題の解決に当たる。
4. 医学部長は教授会において事例の報告を行なう。
5. 学生が個人情報を故意に漏洩、盗聴、無許可閲覧、改ざん、破壊あるいは消去した場合には、学則第45条に基づく処罰を行なう。
6. また、個人情報を過失により漏洩、消去あるいは紛失した場合であっても学則に基づき処罰を行なう場合がある。

15. 電子カルテ等の患者個人情報取り扱いの注意

I. 電子カルテの使用

電子カルテの使用に当たっては、下記事項を厳守すること。

- 1) 指導担当の教員から指示された患者の電子カルテを閲覧・記載する。担当患者以外の閲覧は禁じられている。
- 2) 電子カルテシステム使用に当っては、事前にトレーニングを受け、ID及びパスワードの発行を受けること。
- 3) 電子カルテの利用時には患者毎に使用者が自動的に記録されることに留意すること。
- 4) 自らがアクセスした電子カルテを他者に利用させないこと。（他者による不正使用が自らの使用履歴として記録される危険性があります。）
- 5) 他者がアクセスした電子カルテシステムを使用しないこと。（不正使用履歴により他者に損害を与える危険性があります。）
- 6) 検査結果の画像を含め、使用中のカルテの画面内容を携帯電話、カメラ等で写真撮影しないこと。
- 7) 電子カルテ使用途中で離席する時は、毎回使用終了（ログアウト）の手続きを必ず行うこと。
- 8) 使用の最後には、使用終了（ログアウト）の手続きを必ず行うこと。

II. 紙媒体への記入もしくは私的PC（パソコンコンピュータ）へのデータ入力について

個人情報保護法に則し、患者氏名、ID.No、生年月日、住所、入院日、手術日等個人が特定できるデータを、紙媒体、電子媒体（例、私的PC、USB等）として保管しないこと。

III. 患者個人情報の指定区域*外への持ち出し禁止

患者個人情報は、以下に従い取り扱うこと。

- 1) 電子カルテの記載内容や検査値等を直接プリントアウトしたものや、患者さんの情報が記載されている紙媒体などは、絶対指定区域外に持ち出さないこと。また、指定区域内であっても放置せず、常時携帯すること。
- 2) ローテートした科の終了時までに、上記1)の患者個人情報の書類は、必ずシュレッダーで破棄しておくこと。
- 3) 発表したケースレポートやOHPフィルムについても、ローテートした科の終了時までに、上記と同様に対処すること。
- 4) 私的PC及び記録メディア中の記載も、ローテートした科の終了時までに、個人情報が誤つて入力されたりしていないか厳格に確認すること。

*指定区域：第一教育病院…各病棟、スタッフ館、外来棟

第二教育病院、七栗記念病院…各病棟、医局

IV. 私的PCならびにUSBメモリー使用上の注意

臨床実習で使用する私的PCは、ファイル交換ソフトがインストールされておらず、最新のウイルス対策がなされているものに限る。またUSBメモリーもパスワードでロックされるものを使用すること。なお、使用にあたっては、ログインパスワードの設定、情報の匿名化や暗号化を徹底すること。

V. 患者包括同意の表示について

第一教育病院の電子カルテ（第一画面）上には、Student Doctorを意味する「SD」のアイコンが表示される。包括同意を得られた患者は青色で「SDあり」、断った患者は赤字で「SDなし」、同意を確認できていない患者は非表示となる。

VI. 処罰について

上記の注意事項を遵守しない場合は、「藤田保健衛生大学医学部患者等の個人情報保護に関する誓約書」に違反するため処罰する。

16. 藤田保健衛生大学医学部における個人情報保護について

個人情報の取扱いについて

藤田保健衛生大学医学部（以下「本学部」とします）における個人情報の取扱いの原則と、「個人情報管理委員会」による個人情報保護への取り組みについて以下に記します。

① 目的

本文書は本学部が保有する個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを明示することを目的とします。

② 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）をいいます。例えば、本学への志願者、学生とその保護者・保証人、卒業生、教職員、その他本学園に関係のある個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、顔写真・動画、出身高校等、特定の個人を識別するものや、試験成績、出欠、到達度自己評価、病歴等、個人情報と関連づけて管理される情報も、すべて個人情報として取り扱います。

「個人データ」とは、個人情報を体系的に整理し、検索可能な状態にした個人情報データベースを構成する個人情報をいいます。

③ 教職員の責務

本学部の教職員は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利や利益の侵害を防止するために必要な措置を講じる責務を負います。また、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は利用目的の範囲を超えて利用してはならず、退職後についても同様とします。

④ 個人情報管理体制（責任者、委員会、教育）

本学部における個人情報の保護活動実施及び運用に関する責任を負う個人情報管理責任者を置き、医学部長をもって充てます。同責任者は、個人情報を取扱う教職員に対して、個人情報の保護措置を習熟させるために必要な教育・研修を行います。また、本学部における個人情報管理に関する意思決定機関として個人情報管理委員会を設置し、個人情報管理に関する計画立案、指示、監査を行います。さらに、個人情報管理委員会の定めた方針に従って、個人情報管理に関する取り組みを推進します。

⑤ 個人情報の取得

本学部は、業務の目的を達成するために必要な範囲において、利用目的を定め、かつ周知するなど、適正かつ公正な手段によって個人情報を取得します。また、必要な範囲を超えて利用する必要があるときは、本人の同意を得て行うものとします。

本学部が学生より取得する個人情報は、本人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、肖像及び業務の遂行に必要な個人に関する情報を含みます。個人情報に基づき学籍を登録し、学籍番号を付与して識別します。

⑥ 個人情報の利用目的

本学部が取得した学生及び保護者・家族、保証人等に関する個人情報は、以下の目的に使用します。

1. 学生の当該科目成績評価及び管理
2. 学生の成績管理及び進級判定
3. 学生の出欠管理
4. 学生の生活指導
5. 保護者への成績・出欠状況その他の連絡や学校行事等の案内
6. 保護者、家族、保証人への緊急連絡
7. 本学部が指定する各種試験や損害保険等、教育や学生生活に係る事業者への提供
8. 各種証明書の発行

9. 学生生活、教育及び研究活動等の学内誌、記念誌、ホームページへの掲載
10. 教育及び学生支援に関する各種統計調査及び分析等の I R 業務
11. 前各号に付帯する業務

⑦ 安全管理とプライバシー保護への配慮

本学部が業務上取扱う個人情報について、漏洩・紛失・破損・改ざん・消失などが起きないよう、安全管理に努め、個人情報は金庫、施錠できる倉庫・棚、I D・パスワードで保護されたサーバー等で保管・管理します。また、個人情報を取扱う業務を委託した場合、委託先において適切に安全管理が行われるように監督します。

学生のプライバシーに配慮し、定期試験評価や進級判定結果等の発表は、個人名が特定できない方法で行います。また、健康診断、予防接種等に懸かる結果の通知についても、学生のプライバシーを損なわない方法で行います。

⑧ 個人データの第三者提供

本学部は、あらかじめ周知した利用目的を超えて、第三者に対し個人データを提供しません。ただし、法令の定めに基づく場合や、本人に同意を得た場合にはこの限りではありません。

学生の個人データについて、利用目的の範囲において、以下に示す第三者へ提供することがあります。

- ・臨床実習等の国内外の受入先施設
- ・学術交流協定などによる協定先
- ・アセンブリ等学外活動における受け入れ先組織
- ・医療系大学間共用試験実施評価機構
- ・奨学事業を行う団体
- ・本学同窓会、父母の会、学友会
- ・損害保険会社及びその代理店、各種試験実施会社、卒業アルバム作成会社など

⑨ 照会（開示・訂正・利用停止請求、窓口）について

本学部における個人情報の取得・利用についての問い合わせ窓口は事務部学務課（TEL: 0562-93-2624、メール: med-per@fujita-hu.ac.jp）です。本学部が保有する個人データの開示・訂正・利用停止の請求については書面にて受けますので、問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、問い合わせや請求は、原則として、本人又は法定代理人からのみ対応いたします。

（平成30年3月改正）